



AIMS

AI マネジメントシステム

A I M S 認証機関認定基準及び指針

JIP-AIAC100-1.0

2025 年 7 月 8 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
六本木ファーストビル内

URL <https://isms.jp/>

ISMS-AC の許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改訂箇所(改訂理由)	備考
1.0	2025.7.8	新規制定	

まえがき

この基準及び指針は、AIマネジメントシステム(以下、AIMSという)認証業務を行っている第三者機関(以下、認証機関という)が、その業務遂行に関して適格であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項及び指針を定めている。

この基準及び指針は、以下の本文で特段の定めのない限り、ISO/IEC 42006:2025「Information technology — Artificial intelligence — Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems」をそのまま適用する。

備考 この基準及び指針では、参照している ISO/IEC 文書について、例えば“ISO/IEC 17021-1”は“JIS Q 17021-1”というように、対応する JIS 規格がある場合は、それに読み替えるものとする。更に ISO/IEC 42006:2025 と内容が一致する JIS Q 42006 が制定された場合は、その時点で、それに読み替えるものとする。

序文

ISO/IEC 42006:2025の「序文」を参照及び適用する。

1. 適用範囲

ISO/IEC 42006:2025の「1 適用範囲」を適用する。

2. 引用規格

ISO/IEC 42006:2025の「2 引用規格」を適用する。

3. 用語及び定義

ISO/IEC 42006:2025の「3 用語及び定義」を適用する。

4. 原則

ISO/IEC 42006:2025の「4 原則」を適用する。

5. 一般要求事項

ISO/IEC 42006:2025の「5 一般要求事項」を適用する。

6. 組織運営機構に関する要求事項

ISO/IEC 42006:2025の「6 組織運営機構に関する要求事項」を適用する。

7. 資源に関する要求事項

ISO/IEC 42006:2025の「7 資源に関する要求事項」を適用する。

8. 情報に関する要求事項

ISO/IEC 42006:2025の「8 情報に関する要求事項」を適用する。

9. プロセス要求事項

ISO/IEC 42006:2025の「9 プロセス要求事項」を適用する。

10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項

ISO/IEC 42006:2025の「10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項」を適用する。

附属書 A

ISO/IEC 42006:2025の「附属書 A」を適用する。

附属書 B

ISO/IEC 42006:2025 の「附属書 B」を適用する。

附属書 C

ISO/IEC 42006:2025の「附属書 C」を適用する。